

第1章：健やかでいつまでも安心して暮らせるまち（健康・福祉）

関連するSDGsの目標：1、3、8、11、17

基本施策名

5 高齢者福祉・介護保険

高齢者福祉・介護 保険	健康・生きがいがづくりの 推進	介護予防と日常生活の自立支援	0511
		多様な社会活動等への参加支援	0512
	地域包括ケアシステム の構築	地域包括支援センターを核とした地域づくり	0521
		高齢者への支援	0522
		見守りネットワークと支え合いの体制づくり	0523
	介護を必要とする人が 安心して暮らせる環境 づくり	介護保険事業の円滑な運営	0531
		認知症施策の充実	0532
		高齢者の権利擁護・虐待防止	0533

現状と課題

- 本市の2020年（令和2年）3月末時点の高齢者数は12,142人、高齢化率^{*1}25.3%となっており、介護保険制度の始まった2000年（平成12年）と比較して約2倍に増加しています。
また、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）には高齢化率は25.5%に増加すると推計されています。
高齢化の進展は2025年（令和7年）以降さらに進み、2040年（令和22年）には、世代間の不均衡が著しい水準に達し、1.5人の現役世代が1人の高齢世代を支えるといわれています。
- 元気なうちは知識と経験を生かして働きたいという高齢者や、活動範囲を広げ、スポーツや文化活動などで生き生きと人生を楽しむ高齢者が多くいます。
- 多世代交流センターさくらの家、南部老人憩の家、地域の高齢者交流サロン等が高齢者の活動の拠点となっており、活動を支えるための施設の充実や各種講座の開催、気軽に集える交流スペースの設置などの環境整備が求められています。また、老人クラブの会員拡大など高齢者の自主的な団体の育成やシルバー人材センターへの支援などが引き続き必要です。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が急増しており、高齢者の孤立死が発生してしま[※]も見られます。また、2020年（令和2年）3月末時点で1,871人いる本市の要介護（支援）認定者^{*2}においては、その約5割に日常生活に支障をきたすような認知症状が見受けられ、[※]るなど、高齢者世帯と認知症高齢者への対応は、高齢者福祉にとって大きな課題となっています。
認知症の予防と理解を深めるために、市民の指導士によるシルバーリハビリ体操の普及、市民ボランティアであるいわくら認知症ケアアドバイザー会と連携した啓発などの認知症施策を推進することが必要です。
- また、介護を受けている高齢者への虐待や、悪質商法による被害が発生しており、虐待

防止や成年後見制度^{※3}の活用など、高齢者の尊厳と権利を擁護するための積極的な取組が求められています。

- ・高齢者が住み慣れた地域でその有する能力を発揮し、自立した生活を送ることができるまちをつくるために、国の動向を把握しながら、地域包括ケアシステム^{※4}の構築と地域共生社会の実現が必要です。
- ・市内に2か所ある地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う機関として、高齢者の相談及び支援体制を充実させることが必要です。
- ・75歳以上の高齢者人口が増える中で、要介護（支援）認定者は着実に増加することが見込まれ、介護保険事業の健全な財政運営に努めながら、利用者が必要とするサービスを適切に提供することが必要です。
- ・2017年（平成29年）4月からは、介護予防・日常生活支援総合事業^{※5}を開始しており、要支援者等に対して、地域の実情に応じて住民主体の取組を含めた多様なサービスの整備が課題となっており、高齢者の生活支援や見守りなど、地域における支え合いの体制づくりを推進していくことが求められています。

施策がめざす将来の姿

- 高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って健康で自立した生活を送っています。
- 地域包括ケアシステムが構築され、地域共生社会^{※6}のもと公的サービスと地域の支え合いによって、高齢者が安心して暮らせるまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
介護保険サービスなどの高齢者福祉に満足している市民の割合	68.5% (H30)	69.0%	70.0%
75歳以上の要介護3～5の認定率	7.5% (R2.9末時点)	7.6%以下	8.4%以下

施策の内容

(1) 健康・生きがいづくりの推進

個別施策：①介護予防と日常生活の自立支援

内容 介護予防と日常生活の自立を支援するため、介護サービス提供事業所による専門性の高いサービスに加え、地域住民、その他の事業所など、多様な主体が提供主体として取り組むことで、地域が本来持っている「互助」機能の強化を図ります。

個別施策：②多様な社会活動等への参加支援

内容 高齢者の地域社会への参画や文化・スポーツ等の生きがい活動を推進す

	<p>るため、多世代交流センターさくらの家及び南部老人憩の家の活用を図るとともに、シルバー人材センターや老人クラブ連合会への活動支援、高齢者等のサロン活動の育成・支援、介護施設等へのボランティア活動への支援に努めます。</p>
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防・日常生活支援サービス事業 ◆シルバーリハビリ体操推進事業 ◆老人クラブ連合会等活動事業補助事業 ◆シルバー人材センター補助事業 ◆高齢者交流サロン活動費補助事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
シルバーリハビリ体操指導士数(累計)	22人	115人	190人
高齢者交流サロン補助金交付団体数(累計)	9団体	20団体	30団体

(2) 地域包括ケアシステムの構築

個別施策：①地域包括支援センターを核とした地域づくり

内容	<p>地域包括ケアシステムの確立に向け、保健・医療・福祉・介護にかかわる多職種との連携はもとより、関係機関との連携強化により、高齢者及びその家族が安心して生活ができるよう地域課題の解決に取り組みます。</p>
----	--

個別施策：②高齢者への支援

内容	<p>高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、ひとり暮らし高齢者等を対象とした緊急通報システム、生活支援型給食サービス事業や、すこやかタクシー料金助成、医療費の一部負担などの支援を行います。生活支援コーディネーターと連携し、地域での課題を抽出し、ニーズの把握することで、必要な支援等の充実に努めます。</p>
----	--

個別施策：③見守りネットワークと支え合いの体制づくり

内容	<p>高齢者が安心して暮らせるよう、地域の見守りネットワーク体制の強化、見守り協力事業者及びほっと情報メールの検索協力者の登録促進、地域の見守りボランティアとの連携に努めます。</p>
----	--

主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センター運営事業 ◆認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業 ◆ひとり暮らし高齢者等生活支援型給食サービス ◆生活支援コーディネーター配置事業 ◆後期高齢者福祉医療費支給事業
------	---

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
高齢者見守り事業所登録数	26事業所	40事業所	50事業所
地域包括支援センター相談件数	1,740件	1,900件	2,000件

(3) 介護を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり

個別施策：①介護保険事業の円滑な運営

内容	介護保険事業を円滑に運営することで、必要な時に必要な介護サービスが受けられるよう、介護サービスの充実を図るとともに、介護保険料の賦課・徴収や各種サービス利用に対する給付を適正に行います。また、介護の現場を担う介護人材の確保・定着のための支援に努めます。
-----------	--

個別施策：②認知症施策の充実

内容	認知症に対する理解促進と敬愛意識の高揚を図るため、いわくら認知症ケアアドバイザー会と連携し、認知症サポーター養成講座等を実施するとともに認知症サポーターと連携した取組を検討します。また、市民を対象に認知症に関する啓発や講座開催等の学習機会を設けます。認知症サポート医 ^{*7} などの専門職による認知症初期集中支援チーム ^{*8} での支援や認知症地域支援推進員の活動促進に努めます。
-----------	--

個別施策：③高齢者の権利擁護・虐待防止

内容	地域包括支援センターや尾張北部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業 ^{*9} の周知・啓発、利用促進を図ります。また、虐待を防止するため、虐待に関する知識の普及啓発を行うとともにケアマネジャーや関係機関と連携しながら早期発見、早期対応に努めます。
-----------	--

主要事業

- ◆ 認知症初期集中支援チーム事業
- ◆ 認知症サポーター養成講座
- ◆ 介護人材の確保・定着支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	7,798人	9,000人	11,000人
高齢者における成年後見制度の認知度	62.1%	70.0%	80.0%

関連する計画・条例

- 第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）
- 岩倉市介護保険条例

用語の解説

※1：高齢化率

総人口に対する65歳以上の高齢者の割合。

※2：要介護（支援）認定者

介護保険サービスを利用するため、市に介護認定を申請し、身体能力の衰えや認知症などにより、日常生活を営むのに介護や支援が必要と認定された人。

※3：成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の預貯金管理などの財産管理や日常生活での様々な契約（身上監護）を支援していく制度。

※4：地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でその有する能力を最大限に発揮し、自立した生活を送ることができるまちとするために、保健・医療・福祉・介護・住まいが、多職種の連携と住民同士の支え合いにより包括的に確保するための体制。

※5：介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度の地域支援事業として、2017年（平成29年）4月に開始した事業。要支援1～2の高齢者及び基本チェックリストを実施し事業対象者となった高齢者を対象とした訪問介護、通所介護、生活支援サービスや介護予防事業などがある。

※6：地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

※7：認知症サポート医

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言、その他の支援を行い、専門機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。

※8：認知症初期集中支援チーム

2017年度（平成29年度）より市内2か所の地域包括支援センターに設置した認知症サポート医研修を受講した医師や社会福祉士、保健師などの専門職によるチーム。認知症状のある人や家族支援のため、医療や介護サービスへの初期の対応を行う。

※9：日常生活自立支援事業

高齢や障害により自分一人で判断することに不安がある人を対象として「福祉サービスを利用する手伝い」「生活のためのお金の出し入れ」「重要な書類の預かり」などを行い、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援する事業。国の補助事業として愛知県社会福祉協議会が事業実施主体となっている。